関心がある方は、ご記入の上、お電話やFAXなどでご連絡ください。資料をお送りします。

B型肝炎訴訟のふたつの目的

1 すべてのウイルス性肝炎患者が
安心して医療を受けられる体制整備を求めます。

2 患者・キャリア・遺族に、
すみやかで正当な被害回復を求めます。

相談者の方について	お名前：
郵便番号　〒	
ご住所：	
電話番号：	
患者さんとのご関係　（ 本人 ・ 他→　　）	
患者さんについて	お名前：
生年月日：　S・H　　年　　月　　日	
病態　（ キャリア・慢性肝炎・肝硬変・肝がん、死亡 ）	
慢性肝炎が発症した時期：　S・H　　年　　月	
備考：	

※資料は相談者の方に発送します。法律事務所名の封筒で送りますが、
とくに個人名での発送を希望される場合は、その旨、お書き願います。

B型肝炎訴訟
東京弁護団

電話 03-3352-7333、03-3355-0611
FAX 03-3357-5742
連絡先：〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2 伊藤ビル
東京法律事務所内　弁護団事務局
ホームページ　http://www.bkan-tokyo.com/

あなたも過去の予防接種が原因では？

B型肝炎

「給付金」のご案内

病気の進行、日常生活の不安や偏見…
B型肝炎ウイルスに感染した人はたいへんな苦労とつらい思いをしています。
過去の集団予防接種における注射器の使い回しは大きな感染原因の一つ。
このためにB型肝炎に感染した人は、全国で40万人以上と推計されています。
気づかないうちに感染している人も少なくありません。
2011（平成23）年6月、国もついに責任を認め、
被害者に「給付金」を支払うことになりました。

ひとりで悩まずに、
まずはご相談ください

東京都肝炎ウイルス検診事業キャラクター

早期発見・早期治療で
肝発がんを予防しましょう。
無料検診のお問い合わせは
お住まいの自治体まで。

出典：東京都福祉保健局、承認番号：26福保保健第890号

全国B型肝炎訴訟東京弁護団

一人でも多く、救済されるように…

私たちB型肝炎訴訟原告団・弁護団は、国と「基本合意」をむすぶまでの20年以上、法律・医学論争、宣伝や国会への要請などにとりくみました。
その成果で多くの人が救済されることを願っています。

資料請求・ご相談は、裏面の連絡先へお電話を。
全国のB型肝炎弁護団の弁護士へ。

インターネットでも資料請求できます。
B型肝炎　東京弁護団 で検索。

経験と専門知識のある弁護団が親身になって相談に対応します。

昭和16年以降に生まれたB型肝炎キャリアは「給付金」を受けられる可能性があります（母子感染でも対象になることがあります。弁護団にご相談下さい）。和解成立まで、全力で被害者をサポートします。

【相談から解決への流れ】

必要な資料を弁護士と収集
↓
弁護士が裁判所に提訴
↓
資料にもとづき和解が成立
↓
「給付金」の支払い

【病態ごとの「給付金」】

死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3600万円
肝硬変（軽度）	2500万円
慢性肝炎	1250万円
慢性肝炎（発症20年経過、一定の治療あり）	300万円
慢性肝炎（発症20年経過、一定の治療なし）	150万円
無症候性キャリア（感染から20年以内）	600万円
無症候性キャリア（感染から20年経過）	50万円＋毎年の検査費用等の支給

※いちど「被害者」と認められれば、病態の進行時には給付金の“差額”を受給できます。

お金の心配なく、専門家に依頼できます。

相談・打ち合わせ、着手金などは無料です。弁護士報酬も和解金が支払われたときに、その中からいただくことにしています。

肝炎患者が安心できる医療へ1万人の仲間と交流できます。

被害者がつくる原告団は、現在でも全国に1万人以上。

厚生労働省と定期的に交渉し、政府の肝炎対策推進協議会に代表を送るなど、弁護団とともに、すべてのウイルス性肝炎患者が安心できる医療体制づくりに努力しています。

一人でも多くの肝炎患者の救済をめざす私たち弁護団・原告団の活動は、NHK・TBS、新聞各紙などの報道でも大きく取り上げられています。（写真はNHKのニュース［11月22日放送］から引用）